



2025年3月10日

各 位

会社名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号：2914 東証 プライム)
問合せ先 IR 広報部 (TEL 03-6636-2914 (代表))

当社グループのカナダ子会社に対する訴訟の和解及び訴訟損失引当金の計上に関するお知らせ

2025年3月3日付で「当社グループのカナダ子会社に対する訴訟の進捗に関するお知らせ」^{*1}を公表いたしました。カナダ・ケベック州における当社現地子会社である JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-MC) を被告に含む、Rothmans, Benson & Hedges Inc. 及び Imperial Tobacco Canada Limited の計3社 (以下、被告たばこ会社) に対する喫煙と健康に係る訴訟の調停手続について、現地時間3月6日、オンタリオ州上位裁判所は再生計画案を承認する旨の決定を下し、和解することとなりました。また、本件和解に伴い、当社グループは、2024年12月期決算数値において、訴訟損失引当金^{*2}を計上することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯及び訴訟損失引当金の計上について

カナダ・ケベック州において、1998年に被告たばこ会社に対し提起された、1950年から1998年における被告たばこ会社の行為により損害を被ったとする喫煙と健康に係る集団訴訟2件について、2019年3月1日、ケベック州控訴裁判所は被告たばこ会社の請求を棄却する旨の控訴審判決を下しました^{*3}。その後、被告たばこ会社は「Companies' Creditors Arrangement Act (企業債権者調整法)^{*4}」の適用申請をオンタリオ州上位裁判所に行い、承認されました^{*5}。これにより、被告たばこ会社が当事者となっているカナダにおけるすべての訴訟手続及び判決の執行は停止し、被告たばこ会社は同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。その後、被告たばこ会社は、係属中訴訟の終局的な解決を企図して、ケベック州の集団訴訟原告を含む各債権者 (以下、本債権者) との調停手続を進めてきました。

2025年1月、調停人が提案した3社合計325億カナダドル (約3兆5,600億円^{*6}) の和解金の支払いを含む再生計画案について、裁判所ヒアリングが実施されました。その後、再生計画案の中で重要な未解決事項であった被告たばこ会社間での和解金の支払い方法等について、JTI-MC は他の被告たばこ会社と合意に至りました。これを受け、当該和解金に係る訴訟損失引当金3,756億円^{*7}を2024年度の営業費用に一括して計上いたします。

2. 和解の概要

本件和解において、JTI-MCは、本債権者に対して、他の現地たばこ会社2社とあわせて総額325億カナダドル (約3兆5,600億円) の和解金を再生計画にて定められた方法に則り支払います。JTI-MC の和解金支払いは、頭金として、再生計画で定義される時点における同社の現金及び現金等価物の額を支払った後、分割金として毎年JTI-MCの純利益の70%~85% (1~5年目：85%、6~10年目：80%、11~15年目：75%、16年目以降：70%) を支払います。その総額が被告たばこ会社3社合計で325億カナダドルに満るまで、分割金の支払いが継続されます。なお、当該和解金の支払合意に伴い、1950年以降

の過去のたばこ会社等の行為により損害を被ったとして、JTI-MCに対し係属中の全ての訴訟に関する原告側の請求棄却が確定し、最終的に解決することとなります。また、本債権者のJTI-MC及びその役員等に対する製造たばこに関わる損害賠償等の一切の請求は放棄され、当該請求に関する新たな訴訟提起等が禁止されます。

当該分割金は、各社の将来の利益を元に計算されるものであることから、現時点において各社の支払い金額を確定することはできません。当社による一定の前提をおいた各社の将来利益に係る試算に基づけば、支払い完了まで20年～30年程度かかる見込です。

3. 業績への影響

2024年12月期決算数値において、修正後発事象として、訴訟損失引当金3,756億円を2024年度の営業費用として計上いたします。それに伴い、2025年2月13日公表の2024年度決算数値を修正いたしましたので、本日公表の「(訂正・数値データ訂正)「2024年12月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の一部訂正について」及び「(訂正)「2024年度 決算説明会資料(A11プレゼンテーション)」の一部訂正について」をご確認ください。

なお、2025年2月13日に公表いたしました2024年度一株当たり配当金194円(予定)は変更ありません。また、現時点において2025年度の業績見込及び配当予想を修正する予定もございません。

※1: https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2025/20250303_J01.pdf

※2: 本日公表の「(訂正・数値データ訂正)「2024年12月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」の一部訂正について」、及び2025年3月26日公表予定の有価証券報告書においては、科目名として「カナダ訴訟損失引当金」及び「カナダ訴訟関連損失」と記載しております。

※3: https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2019/20190302_J1.pdf

※4: Companies' Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)は、カナダで設立された、または事業を行っている企業が、著しく事業運営に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るものです。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたものです。

※5: https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2019/20190309_J01.pdf

※6: 本リリースにおけるカナダドルの円換算レートは以下のとおりです。

1カナダドル=109.54円(2024年12月期末TTMレート)

※7: 当該引当金は、和解案に定める方法に基づき当社が試算し、JTI-MCが拠出すると見込まれる総額を現在価値に割り引いた概算額であり、和解金の支払額ではありません。なお、割引率は6.09%を使用しております。

※8: カナダにおける訴訟の詳細については、「第39期 有価証券報告書 第5経理の状況 1.連結財務諸表等(1)連結財務諸表 38.偶発事象」をご参照ください。

https://www.jti.co.jp/investors/library/securities_report/pdf/20240322_01.pdf

以上